

# 学校いじめ防止基本方針



都城市立有水中学校  
令和4年4月

# はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立有水中学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1) いじめの防止や早期発見	1
(2) いじめへの対処	2
(3) 地域・家庭・関係機関との連携	2
第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1 いじめの防止等の対策のための組織	2
2 児童又は生徒が主体となつたいじめの防止等の取組の推進	2
3 いじめの防止等に関する措置	3
(1) アンケート調査や教育相談の実施	3
(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	3
(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	4
(4) 加害者や傍観者に対する支援	4
(5) いじめの解消となる二つの要件	4
4 その他の留意事項	5
(1) 校長のリーダーシップによる対応	5
(2) 道徳教育や人権教育の充実	5
(3) インターネット上のいじめへの対策	5
(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用	6
(5) 校内の相談窓口の設置	6
(6) 都城市ならではの取組の充実	6
5 重大事態への対処	6
(1) 重大事態の意味や具体例	6
(2) 重大事態への対処	7
第3 その他の事項	
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
2 ホームページ等での公開	7
第4 参考資料	
資料1 学校いじめ防止プログラム	8
資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	9
資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン	12
資料4 教室や家庭でのいじめのサイン	13
資料5 いじめに対する措置	14

# 第1 いじめの防止等のため対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### 〈具体的ないじめの様態〉

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

### (1) いじめの防止や早期発見

#### ① いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、生徒指導の三機能(自己決定・自己存在感・共感的人間関係)を充実させ、自己有用感や自己肯定感を味わわせるとともに規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

#### ② 早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、あらゆるわざかないじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努める。

### (2) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上でいじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みます、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事実に応じ関係機関との連携を図る。

### (3) 地域・家庭・関係機関との連携

いじめ防止対策推進法や宮崎県いじめ防止基本方針、都城市いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、地域や家庭との連携を深め、学校運営協議会制度を活用するなど協力していじめの問題に取り組む体制づくりを行なう。また、平素より、都城市教育委員会や関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との情報共有体制を構築し、連携の充実を図る。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止に組織的・継続的に取り組むため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

毎週水曜日の朝に生徒理解のための時間を設定し、全職員で情報交換を行なう。いじめ事案発生時はその都度、緊急に開催することとする。

○ 構成員

全職員

○ 活動

- ア 校内外における生徒の実態の把握（情報の共有）
- イ 実効性のある指導体制の確立（組織的な対応）
- ウ 要配慮生徒への支援方針決定
- エ 報告をもとに関係機関との連携強化
- オ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- カ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- キ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

### 2 児童又は生徒が主体となつたいじめの防止等の取組の推進

○ 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の場を年間を通して設ける。

- ア 特別活動等での話合い活動の充実（生徒会活動、学級活動等）
- イ 無言清掃活動の実施
- ウ あいさつ運動の実施
- エ ボランティア活動の推進

○ 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動の推進

- ア 生徒会による相談箱の設置
  - イ 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- いじめの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会の設定
- ア 「人権ウィーク」等を利用しての全校集会、生徒集会等の実施

イ 生徒による学校行事や集会の企画・運営（生徒総会、各種委員会活動等）

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### （1）アンケート調査、教育相談の実施

- 生徒が相談しやすい雰囲気づくり
- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、部活動顧問、養護教諭等）の周知
- 定期的なアンケート調査等の実施（チェックカードも含め、いじめの実態がないかどうかについて全ての生徒を対象に調査する）
- 必要に応じて緊急聴き取りアンケートの実施

#### （2）いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- 被害生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。
- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は、全職員に報告し、情報の共有化を図る。
- 速やかに「いじめ不登校対策委員会」を開き、調査方針について決定する。
- 生徒の聴き取りには、生徒が話しやすいように担当する教職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この調査により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- 専門的な対応や支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署、児童相談所等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と迅速かつ適切に情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時「いじめ不登校対策委員会」で協議した上で決定する。
- 全職員が連携して、組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

#### いじめられた生徒とその保護者への支援

##### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 組織的に、見守り体制を強化するなど安全・安心を確保する。
- ・ 必要に応じてS CやS S W等の外部専門家の協力を得て対応し、心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考え、温かい人間関係をつくる。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。

##### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにする。

- ・ いじめに関する事実経過の説明を行う。

- ・じっくりと話を聞き、苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・今後の指導の方針及び具体的な手立てや対処の取組について説明を行い、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

自然体験活動や集団宿泊体験学習等の体験学習を行うときには、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性や規範意識など活動の意味や意義を事前指導で徹底し、定期的なアンケート調査を活用しいじめの未然防止に努める。

### (4) 加害者や傍観者に対する支援

#### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

##### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実の確認を行い、いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・いじめの背景や要因の理解に努め、不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなどの支援を行い、今後の生き方を考えさせる。
- ・いじめは、絶対に許されない行為であることを自覚させる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

##### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒やその保護者の心情に配慮しながら、いじめの問題や背景に目を向けて、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- ・今後の対応を適切に行えるように、保護者の協力を求め継続的に助言を行う。

##### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が積極的にかかわる。
- ・市教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた生徒・いじめた生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己存在感や自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

### (5) いじめの解消となる二つの要件

#### ○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじ

めの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

なお、各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行う。

#### 4 その他の留意事項

##### (1) 校長のリーダーシップによる対応

- 校長は、いじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた生徒が安心して学校生活や学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、都城警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

##### (2) 道徳教育や人権教育の充実

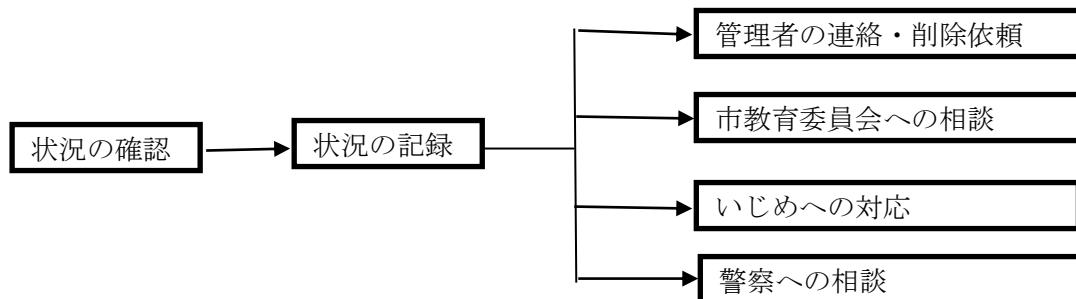
- 全教育活動を通して道徳教育や情報安全教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指す。
- 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報安全教育の時間設定を行う。
- 外部講師等による講演会を実施する。

##### (3) インターネット上のいじめへの対策

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭における携帯電話やスマートフォン利用上のルール作成など）
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会における情報活用上のマナー

(ネチケット)についての講話を実施する。

- インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



#### (4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

いじめ不登校対策委員会等の効果的な運営のために、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するSCやSSW等の参加が必要な場合は、教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を積極的に受ける。

#### (5) 校内の相談窓口の設置

生徒同士で悩みを聞き合い相談し合う活動を推進し、生徒会による相談箱を設置するとともに、生徒が相談しやすいような雰囲気づくりを推進する。また、都城市青少年育成センターや関係機関が行っている電話による相談窓口「ふれあいコール」等について、広く周知する。

#### (6) 都城市ならではの取組の充実

都城市的「命の大切さを考える日」の取組を受けて、学期に1回「命の教育週間」を実施し、いじめの未然防止やその啓発を推進する。また、教職員は、「地区別学校人権教育研修会」等での研修を深め、「人権ウィーク」等を利用しての全校集会、生徒集会等を実施する。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味や具体例

重大事態とは、いじめにより、「①児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。」「②いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。」である。

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

「相当の期間」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席するような場合は目安の係わらず学校で判断する。

また、児童生徒かや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉える。

#### (2) 重大事態への対処

重大事態に対処し同種の事態の発生を防止するために、速やかに組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、重大事態が発生した場合は、都城市教育委員会を通じて、都城市長に事態発生について報告する。

### 第3 その他の事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

○ 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘査して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

#### 2 ホームページ等での公開

○ 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

資料 1

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	P D C A
	学校行事	生徒が主体となつた活動	道徳特別活動	職員研修	アンケート 教育相談等	いじめ不登校 対策委員会等		
4	入学式		<道> いじめ① 「いじめの定義理解」	学校基本方針の確認と目標の共有	悩みアンケート	毎週水曜日に全職員で生徒理解のための職員会を実施し、生徒の状況について情報共有 ※緊急の事案については隨時対策委員を開催 ※アンケートの分析、取組の改善原案作成	PTA総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5	生徒総会	いじめ防止についての取組決定 宿泊学習 (異学年交流会)	<特> 人権ウイーク①		悩みアンケート 教育相談 保護者アンケート			
6	情報安全教室	生徒会による相談箱の設置(通年)	<道>いじめ②		悩みアンケート		学校通信でのいじめ防止活動報告	
7		生徒同士の相談活動	<特> 命の教育① 命を大切にする週間	人権教育研修	悩みアンケート		三者面談	職員アンケート
8				アンケートの分析と取組の改善の協議				中間評価と取組の改善
9	スポーツフェスタ	スポーツフェスタでの紹づくり	<特> 人権ウイーク②		悩みアンケート			
10	学習発表会	学習発表会での紹づくり			悩みアンケート		学校基本方針について 保護者・地域アンケート	
11			<道>いじめ③		悩みアンケート 教育相談 保護者アンケート			保護者・地域アンケートの分析
12	人権集会		<特> 命の教育②		悩みアンケート		学校通信でのいじめ防止活動報告	
1		生徒同士の相談活動		アンケートの分析と取組の改善の協議	悩みアンケート			中間評価と取組の改善
2			<特> 人権ウイーク③ 命の教育③		悩みアンケート 教育相談 保護者アンケート		学校通信でのいじめ防止活動報告	年間評価
3	卒業式			今年度の反省と次年度取組事項の協議				次年度計画作成

## 資料2

### 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

#### (1) いじめの防止のための措置

##### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

##### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。又、日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

##### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

#### (2) 早期発見のための措置

##### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

##### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

##### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異

常の有無を確認する。

### 《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

#### ① 情報を集める。

### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

### 《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

#### ② 指導・支援体制を組む

### 《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）。

➢ いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応。

➢ その保護者への対応。

➢ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等。

- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要。

・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③-A 子供への指導・支援を行う。 ※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

### 《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

### 《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

### 《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### 《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

### **③-B 保護者と連携する**

#### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### 資料3

## いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝のS H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

## 資料4

### 教室や家庭でのいじめのサイン

#### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

#### サイン

嫌なあだ名が聞こえる。  
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。  
何か起こると特定の生徒の名前が出る。  
筆記用具等の貸し借りが多い。

壁等にいたずら、落書きがある。  
机や椅子、教材等が乱雑になっている。

#### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

#### サイン

学校や友人のことを話さなくなる。  
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。  
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。  
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。  
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。  
不審な電話やメールがある。  
遊ぶ友達が急に変わる。  
部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。

理由のはっきりしない衣服の汚れがある。  
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。  
登校時刻になると体調不良を訴える。  
食欲不振・不眠を訴える。

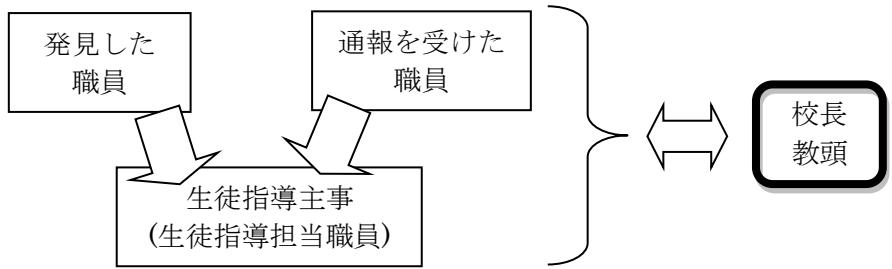
学習時間が減る。  
成績が下がる。

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。  
自転車がよくパンクする。  
家庭の品物、金銭がなくなる。  
大きな額の金銭を欲しがる。

## 資料5

### いじめに対する措置

#### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



#### イ 情報の共有

